

第191回一関市教育委員会定例会

日時：平成31年3月26日(火)

午後2時00分～4時00分

場所：議会第2委員会室

1 開 会

2 議 事

- | | | |
|--------|--------|---|
| 議事日程第1 | 議案第5号 | 教育機関の長の委嘱に関し議決を求めることについて |
| 議事日程第2 | 議案第6号 | 一関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議事日程第3 | 議案第7号 | 一関市幼児ことばの教室指導員設置規則等の一部を改正する規則の制定について |
| 議事日程第4 | 議案第8号 | 一関市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議事日程第5 | 議案第9号 | 一関市博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議事日程第6 | 議案第10号 | 一関市教育委員会文書取扱規程及び一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について |
| 議事日程第7 | 議案第11号 | 一関市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について |
| 議事日程第8 | 議案第12号 | 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について |
| 議事日程第9 | 議案第13号 | 一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて |

3 報 告

- | | |
|----------------------------------|----------|
| (1) 第69回一関市議会定例会(代表・一般質問)の状況について | (資料No.1) |
| (2) 行事報告及び4月行事予定について | (資料No.2) |

4 その他

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) コミュニティー・スクールについて | (資料No.3) |
| (2) 世界遺産拡張登録について | (資料No.4) |

5 閉 会

第191回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第5号	教育機関の長の委嘱に関し議決を求めることについて
議案第6号	一関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第7号	一関市幼児ことばの教室指導員設置規則等の一部を改正する規則の制定について
議案第8号	一関市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
議案第9号	一関市博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
議案第10号	一関市教育委員会文書取扱規程及び一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第11号	一関市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第12号	教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第13号	一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

議案第5号

教育機関の長の委嘱に関し議決を求めることについて

次のとおり教育機関の長を委嘱することについて、議決を求める。

1 委嘱

(1) 幼稚園（任期 平成31年4月1日～平成32年3月31日）

委嘱の職	氏名	備考
狐禅寺幼稚園長	千田智明	新任
弥栄幼稚園長	皆上聖一	新任
摺沢幼稚園長	芦宏	新任

(2) 図書館（任期 平成31年4月1日～平成32年3月31日）

委嘱の職	氏名	備考
大東図書館長	及川光正	再任
千厩図書館長	村上和広	再任
室根図書館長	三浦精己	再任
藤沢図書館長	千葉松男	再任

(3) 博物館等（任期 平成31年4月1日～平成32年3月31日）

委嘱の職	氏名	備考
博物館長	菊池勇夫	新任
芦東山記念館長	吉田正志	新任
石と賢治のミュージアム館長	菅原淳	再任

平成31年3月26日提出

一関市教育委員会教育長 小菅正晴

理由

教育機関の長の任期満了等に伴い、新たに委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第6号

一 関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

一 関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成31年3月26日提出

一 関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一 関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

一 関市教育委員会行政組織規則（平成17年一関市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（教育総務課の分掌事務）</p> <p>第5条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>委員及び教育長</u>の秘書に関すること。</p> <p>(3)～(12) [略]</p> <p>(13) 所掌事務に係る調査及び<u>指定統計その他の統計</u>に関すること。</p> <p>(14)～(18) [略]</p> <p>(19) 教育用コンピュータに関連する設備等の整備に関すること。</p> <p><u>(20)</u> 教育財産の管理の総括に関すること。</p> <p><u>(21)</u> 市立学校その他の教育機関の施設の整備及び営繕に関すること。</p> <p><u>(22)</u> 予算及び決算に関すること。</p> <p><u>(23)</u> 奨学及び育英に関すること。</p> <p><u>(24)</u> 事務局及び学校以外の教育機関内の庶務連絡に関すること。</p>	<p>（教育総務課の分掌事務）</p> <p>第5条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>教育長及び委員</u>の秘書に関すること。</p> <p>(3)～(12) [略]</p> <p>(13) 所掌事務に係る調査及び<u>統計</u>に関すること。</p> <p>(14)～(18) [略]</p> <p>(19) 教育用コンピュータに関連する設備等の整備に関すること。</p> <p><u>(20)</u> 学校施設の開放に関すること。</p> <p><u>(21)</u> 教育財産の管理の総括に関すること。</p> <p><u>(22)</u> 市立学校その他の教育機関の施設の整備及び営繕に関すること。</p> <p><u>(23)</u> 予算及び決算に関すること。</p> <p><u>(24)</u> 奨学及び育英に関すること。</p> <p><u>(25)</u> 事務局及び学校以外の教育機関内の庶務連絡に関すること。</p>

<p>(学校教育課の分掌事務)</p> <p>第6条</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 所掌事務に係る調査及び<u>指定統計その他の統計</u>に関すること。</p> <p>(17)～(20) [略]</p> <p>(文化財課の分掌事務)</p> <p>第7条</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 所掌事務に係る調査及び<u>指定統計その他の統計</u>に関すること。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(課長)</p> <p>第13条 課に課長、室に室長（以下「課長等」という。）を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>事務局</u>に監を置くことができる。</p>	<p>(学校教育課の分掌事務)</p> <p>第6条</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 所掌事務に係る調査及び<u>統計</u>に関すること。</p> <p>(17)～(20) [略]</p> <p>(文化財課の分掌事務)</p> <p>第7条</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 所掌事務に係る調査及び<u>統計</u>に関すること。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(課長)</p> <p>第13条 課に課長、室に室長（以下「課長等」という。）を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>教育部</u>に監を置くことができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

理由

学校開放に関する事務について、教育総務課に分掌させるほか、用語の整理を行おうとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第7号

一 関市幼児ことばの教室指導員設置規則等の一部を改正する規則の制定について

一 関市幼児ことばの教室指導員設置規則等の一部を改正する規則を次とおり制定する。

平成31年3月26日提出

一関市教育委員会
教育長 小菅正晴

一関市幼児ことばの教室指導員設置規則等の一部を改正する規則
(一関市幼児ことばの教室指導員設置規則の一部改正)

第1条 一関市幼児ことばの教室指導員設置規則(平成17年一関市教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任用期間) 第3条 指導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。	(任用期間) 第3条 指導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 <u>2 教育委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、2年を超えない範囲において任期を定めることができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市学習指導専門員設置規則の一部改正)

第2条 一関市学習指導専門員設置規則(平成18年一関市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任用期間) 第3条 専門員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。	(任用期間) 第3条 専門員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 <u>2 教育委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、2年を超えない範囲において任期を定めることができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市教育相談員設置規則の一部改正)

第3条 一関市教育相談員設置規則（平成18年一関市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任用期間) 第4条 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。	(任用期間) 第4条 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 <u>2 教育委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、2年を超えない範囲において任期を定めることができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市特別支援コーディネーター設置規則の一部改正)

第4条 一関市特別支援コーディネーター設置規則（平成18年一関市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任用期間) 第3条 コーディネーターの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。	(任用期間) 第3条 コーディネーターの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 <u>2 教育委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、2年を超えない範囲において任期を定めることができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市学習支援員設置規則の一部改正)

第5条 一関市学習支援員設置規則（平成28年一関市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任用期間) 第3条 支援員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。	(任用期間) 第3条 支援員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。 <u>2 教育委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、1年を超えない範囲において任期を定めることができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

理由

会計年度任用職員制度導入に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第8号

一関市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

一関市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成31年3月26日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

一関市立幼稚園管理運営規則（平成17年一関市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(定員及び学級数) 第3条 幼稚園の園児の定員、学級数及び保育年齢は、次のとおりとする。				(定員及び学級数) 第3条 幼稚園の園児の定員、学級数及び保育年齢は、次のとおりとする。			
名称	定員	学級数	保育年齢	名称	定員	学級数	保育年齢
[略]				[略]			
一関市立弥栄幼稚園	70人	2	3、4、5歳	一関市立弥栄幼稚園	70人	2	3、4、5歳
一関市立いずみの森幼稚園	<u>150人</u>	<u>7</u>	<u>3、4、5歳</u>				
一関市立摺沢幼稚園	105人	3	3、4、5歳	一関市立摺沢幼稚園	105人	3	3、4、5歳
一関市立げいび幼稚園	<u>80人</u>	<u>3</u>	<u>3、4、5歳</u>				
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

理由

一関市立幼稚園条例の一部改正（市立幼稚園の廃止）に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第9号

一関市博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

一関市博物館管理運営規則の一部を改正する規則を制定する。

平成31年3月26日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市博物館管理運営規則の一部を改正する規則

一関市博物館管理運営規則（平成17年一関市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入館者の遵守事項)</p> <p>第9条 博物館の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 許可なくして資料の撮影、複写、模造等を行わないこと。</p> <p>(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>(3) 他の入館者に迷惑の及ぶ行為をしないこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。</p>	<p>(入館者の遵守事項)</p> <p>第9条 博物館の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 許可なくして資料の撮影、複写、模造等を行わないこと。<u>ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>(3) 他の入館者に迷惑の及ぶ行為をしないこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。</p>
<p>備考 改正部分は下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

理由

一関市博物館入館者の利便性の向上を図るため、規則の一部を改正するものである。これがこの議案を提出する理由である。

議案第10号

一 関市教育委員会文書取扱規程及び一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市教育委員会文書取扱規程及び一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

平成31年 3月26日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市教育委員会文書取扱規程及び一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

(一関市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

二 第1条 一関市教育委員会文書取扱規程（平成27年一関市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分		記号	区分		記号
[略]			[略]		
幼稚園	弥栄幼稚園	弥幼	幼稚園	弥栄幼稚園	弥幼
	<u>いずみの森幼稚園</u>	<u>い幼</u>		摺沢幼稚園	摺幼
	摺沢幼稚園	摺幼			
	<u>げいび幼稚園</u>	<u>げ幼</u>			
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(一関市教育委員会公印規程の一部改正)

第2条 一関市教育委員会公印規程（平成17年一関市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
公印の名称	書体	寸法	個数	保管者	公印の名称	書体	寸法	個数	保管者
[略]					[略]				
一関市立弥栄幼稚園 印	〃	〃	1	弥栄幼稚園長	一関市立弥栄幼稚園 印	〃	〃	1	弥栄幼稚園長
一関市立いずみの森 幼稚園印	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>1</u>	<u>いずみの森幼稚園</u> <u>長</u>					
一関市立摺沢幼稚園 印	〃	〃	1	摺沢幼稚園長	一関市立摺沢幼稚園 印	〃	〃	1	摺沢幼稚園長
一関市立げいび幼稚 園印	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>1</u>	<u>げいび幼稚園長</u>					
[略]					[略]				
一関市立弥栄幼稚園 長印	〃	〃	1	弥栄幼稚園長	一関市立弥栄幼稚園 長印	〃	〃	1	弥栄幼稚園長
一関市立いずみの森 幼稚園長印	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>1</u>	<u>いずみの森幼稚園</u> <u>長</u>					
一関市立摺沢幼稚園 長印	〃	〃	1	摺沢幼稚園長	一関市立摺沢幼稚園 長印	〃	〃	1	摺沢幼稚園長
一関市立げいび幼稚 園長印	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>1</u>	<u>げいび幼稚園長</u>					
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

理由

一関市立幼稚園条例の一部改正（市立幼稚園の廃止）に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第11号

一 関市長の権限に属する事務の補助執行に係る分掌事務規程の一部を改正する訓令の制定について

一 関市長の権限に属する事務の補助執行に係る分掌事務規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

平成31年 3月26日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市長の権限に属する事務の補助執行に係る分掌事務規程の一部を改正する訓令

一関市長の権限に属する事務の補助執行に係る分掌事務規程（平成21年一関市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育総務課の分掌事務)</p> <p>第2条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 奨学金の貸与に関する事。</p>	<p>(教育総務課の分掌事務)</p> <p>第2条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 奨学金の貸与に関する事。</p> <p><u>(2) 遠距離通学費補助金等に関する事。</u></p> <p><u>(3) 遠距離保育施設等通園費補助金に関する事（市立幼稚園に係る申請の受付に限る。）。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

理由

市立小中学校に係る遠距離通学費補助金に関する事務及び厳美幼稚園に通園する園児に対する一関市遠距離保育施設等通園費補助金の申請の受付事務について、教育総務課に分掌させようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第12号

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

平成31年 3月26日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成24年一関市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補助執行させる事務等)</p> <p>第2条 市長の補助機関である職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 学校施設の開放に関すること。</u></p> <p><u>(13) 支所の地域における次に掲げる事務に関すること。</u></p> <p>ア～キ [略]</p>	<p>(補助執行させる事務等)</p> <p>第2条 市長の補助機関である職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 支所の地域における次に掲げる事務に関すること。</u></p> <p>ア～キ [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

理由

市長の補助機関である職員に補助執行させている学校施設の開放に関する事務について、教育委員会事務局で処理させようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第13号

一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市文化財調査委員の任命をすることについて議決を求める。

1 任命(発令:平成31年4月1日付け、任期:平成31年4月1日～平成33年3月31日)

No.	氏名	住所	選出区分	専門分野	新任
1	小野寺重次	一関市	全市枠	民俗(民俗芸能)	
2	工藤 武	一関市	全市枠	考古(中世)	
3	藤元 淳	一関市	全市枠	天然記念物(植物)	
4	菊池 薫	一関市	全市枠	建築	
5	大島 晃一	一関市	全市枠	歴史(近世)	新任
6	白澤 剛一	一関市	地域枠	歴史(中世、近世)	
7	高橋 龍夫	一関市	地域枠	歴史(考古)	
8	佐藤 剛一	一関市	地域枠	歴史、郷土史	
9	西 幸子	一関市	地域枠	歴史	新任
10	熊谷 眞平	一関市花泉町	地域枠	歴史、郷土史	
11	佐々木繁喜	一関市花泉町	地域枠	地質、考古	
12	及川 雅晴	一関市大東町	地域枠	民俗、郷土史	
13	佐野 修弘	一関市大東町	地域枠	歴史	新任
14	宍戸 久夫	一関市千厩町	地域枠	歴史、郷土史	
15	菅原 良太	一関市千厩町	地域枠	歴史、郷土史	
16	菅原 文男	一関市東山町	地域枠	歴史、民俗	
17	千葉 栄一	一関市室根町	地域枠	歴史、郷土史	
18	海野 哲彦	一関市川崎町	地域枠	歴史、郷土史	
19	八巻 徹	一関市藤沢町	地域枠	歴史、郷土史	
20	熊谷 忠良	一関市藤沢町	地域枠	歴史	新任

平成31年3月26日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

委員の任期満了に伴い任命しようとするものである。

これがこの議案を提出する理由である。